

新型コロナウイルス感染症の影響による休業等で、生活資金にお困りの方へ

●緊急小口資金

主に休業された方向け

- 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯
- 貸付上限額 10万円以内 ※ただし、特に必要と認められる場合は、20万円以内
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 2年以内
- 貸付利子 無利子

●総合支援資金（生活支援費）

主に失業された方向け

※原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

- 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- 貸付上限額 ・2人以上世帯 月20万円以内
・単身世帯 月15万円以内
- 貸付期間 原則3月以内（就職活動を誠実に継続している場合などにおいて最長12月まで延長）
- 据置期間 1年以内
- 償還期限 10年以内
- 貸付利子 無利子

○貸付には県社会福祉協議会の審査があります。

現在、申請窓口が大変混雑しております。

また、新型コロナウイルス感染症拡大の懸念及び“緊急事態宣言”も発令されておりますので、事前に御連絡いただいたうえでお願いいたします。

（お問合せ）
社会福祉法人 鴻巣市社会福祉協議会 地域福祉課
開設時間：8時30分～17時15分
（土日、祝日、年末年始を除く）
電話 048-597-2100 fax 048-597-2102
〒365-0062 埼玉県鴻巣市箕田4211番地1
（鴻巣市総合福祉センター内）

〔個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター〕

受付時間：9時00分～21時00分
（土日、祝日含む）
電話 0120-46-1999